

特別支援教育就学奨励費実施要項

福山市教育委員会
(学事課)

1 事業の目的

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」の主旨により、小学校・中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、これら児童・生徒の就学のために必要な経費の一部を援助し、もってこれらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。

2 経費の支弁の基準

- (1) 文部科学省が定めるところにより算定した、保護者等の属する世帯の収入の額が、生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働省が定める基準の例により測定した、その世帯の需要額の2.5倍未満の場合。(ただし、職場実習交通費及び交流及び共同学習交通費以外については、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励について国の援助に関する法律」第2条の規定により経費を給与されている児童・生徒の保護者等を除く。)
- (2) 収入額が需要額の2.5倍以上の場合。

上記の(1)については対象となる経費の半額(通学費、職場実習交通費、交流及び共同学習交通費については全額)を援助し、(2)については通学費、職場実習交通費、交流及び共同学習交通費は1/2の額を援助するものとする。(職場実習交通費、交流及び共同学習交通費については収入額が需要額の3.5倍未満)

なお、通級指導教室に通級している児童・生徒については通学費のみを援助する。

3 援助の範囲

- (1) 学校給食費
学校給食法第6条第2項に規定する学校給食に要する経費
- (2) 通学に要する交通費
児童又は生徒が、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額
- (3) 修学旅行費
児童又は生徒が、それぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費・宿泊費及び見学科等の額
- (4) 校外活動等参加費
 - ① 宿泊を伴わないもの
児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科の額
 - ② 宿泊を伴うもの

児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる宿泊を伴う学校行事としての活動に参加するために直接必要な交通費，宿泊費及び見学料の額とし，補助の対象とする実施回数は，学年を通じて1回とする。

(5) 学用品・通学用品購入費

児童等が通常必要とする学用品及び通学のため通常必要とする通学用品の購入費の額

(6) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

新たに入学する児童・生徒に係る学用品等の購入費

(7) 体育実技用具費

① 小学校

体育の時間にスキー（スケートを含む）を行うために必要な次表の用具を購入する経費。

② 中学校

保健体育の時間に，柔道，剣道，スキー(スケートを含む)を行うために必要な次表の用具を購入する経費。ただし，3年間を通じていずれかの1回とする。

区 分		対 象 経 費
小 学 校	スキー	スキー板，スキー靴，ストック，金具
中 学 校	柔 道	柔道着
	剣 道	防具一式購入の場合（剣道着，竹刀，防具袋）
	スキー	スキー板，スキー靴，ストック，金具

(8) 拡大教材費

弱視の児童又は生徒が授業において使用する拡大教材の購入費

(9) 交流及び共同学習交通費

学校教育の一環として，特別支援学校又は他の小・中学校の特別支援学級の児童・生徒と共に集団活動（学校内）を行う場合に必要な交通費

(10) 職場実習交通費

教師の指導のもとに学校以外の事業所等において，職業教育のための現場（職場）実習に参加する場合の交通費

4 支給方法

各小・中学校長は，当該児童・生徒の保護者から，交付金の申請・請求・受領に係る委任を受け，8月，11月，12月，3月（年4回）に支給する。

5 支給額

- (1) 実費の1/2の額。ただし、通学費、職場実習交通費、交流及び共同学習交通費は全額。新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、学用品・通学用品購入費、体育実技用具費、拡大教材費は限度額の範囲。
- (2) 収入額が需要額の2.5倍以上の場合、通学費、職場実習交通費、交流及び共同学習交通費は1/2の額。(職場実習交通費、交流及び共同学習交通費については収入額が需要額の3.5倍未満)

各単価は別途通知する。

附 則

- 1 2007年(平成19年)4月1日一部改正
- 2 2007年(平成19年)6月21日一部改正 (2007年(平成19年)4月1日適用)
- 3 2013年(平成25年)3月7日一部改正
- 4 2013年(平成25年)5月15日一部改正
- 5 2014年(平成26年)4月1日一部改正

**特別支援学級児童・生徒に対する就学奨励費
認定事務処理要領**

1 対象者

- (1) 特別支援学級に在籍する児童・生徒で要保護・準要保護の適用を受けていない者
- (2) 特別支援学級に在籍する児童・生徒で児童福祉施設（六方学園・こぶしが丘学園・ゼノ少年牧場・ルンビニ園）に入所している者については、当該施設に於て就学に係る措置費を受けていない者（この場合、措置費を受けていない旨を記した証明書を添付のこと）
- (3) 通常の学級において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒で要保護・準要保護の適用を受けていない者
- (4) 通常の学級において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒で児童福祉施設（六方学園・こぶしが丘学園・ゼノ少年牧場・ルンビニ園）に入所している者については、当該施設に於て就学に係る措置費を受けていない者（この場合、措置費を受けていない旨を記した証明書を添付のこと）
- (5) 通級指導教室に通級している児童・生徒

2 認定に伴う提出書類

- (1) 就学奨励費交付対象者名簿 1部
- (2) 通学費補助対象者名簿（交通機関利用のみ） 1部
- (3) 就学奨励費辞退者報告書 1部
（申出による辞退の場合、保護者の辞退届を添付）
- (4) 就学奨励費に係る収入額・需要額調書 1部
- (5) 所得証明願（様式2） 1部

※ただし、1月1日現在福山市に居住していなかった保護者については、この用紙又はこの内容を記した当該居住地の市区町村長の所得証明を提出してください。
この場合、6月以降でないと、証明がとれませんので注意してください。

3 収入額・需要額調書の記入方法

記入例を参考に、太枠内に保護者が記入、需要額等の欄に学校が記入してください。

4 証明願の記入方法

様式2に保護者名で申請してください。

5 その他

- (1) 認定
支弁区分決定のため、2(4)、(5)により算定し、結果を学校長及び保護者に通知します。(①すべての項目、②通学費・交流及び共同学習交通費・職場実習交通費、③通学費のみ援助される場合とがあります。)
- (2) 支給
 - ① 実費の1/2の額を援助します。ただし、通学費・交流及び共同学習交通費・職場実習交通費については全額。新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、学用品・通学用品購入費、体育実技用具費、拡大教材費は限度額の範囲。
 - ② 通学費、交流及び共同学習交通費、職場実習交通費は1/2の額。(交流及び共同学習交通費、職場実習交通費については収入額が需要額の3.5倍未満)
 - ③ 通級指導教室に通級している児童・生徒については、通学費の全額。

附 則

- 1 2007年(平成19年)4月1日一部改正
- 2 2008年(平成20年)4月1日一部改正
- 3 2009年(平成21年)4月1日一部改正
- 4 2013年(平成25年)3月7日一部改正
- 5 2013年(平成25年)5月15日一部改正